

申请生活保护 是国民的权利



居无住所



因病无法
工作



虽有住所但
没有钱



找不到工作

任何人都有可能需要生活保护
请随时申请生活保护

请向绫濑市役所福祉总务课进行申请・咨询

绫濑市役所 福祉总务课 ☎0467-70-5682 (绫濑市外语口译呼叫中心)

绫濑市 生活保护

搜索

制成：绫濑市 福祉部 福祉总务课 保护负责部门

邮政编码 252-1192 绫濑市早川 550 番地 绫濑市役所市政大楼 1 层 6 号窗口



生活保護の申請は 国民の権利です



家がない



病気で働
けない



家はあるけど
お金がない



仕事が見つ
からない

どなたでも生活保護を必要とする可能性があります
いつでも生活保護の申請をしてください

申請・相談は、綾瀬市役所福祉総務課まで

綾瀬市役所 福祉総務課 ☎0467-70-5682 (綾瀬市外国語通訳コールセンター)

綾瀬市 生活保護

検索

作成：綾瀬市 福祉部 福祉総務課 保護担当

〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地 綾瀬市役所庁舎 1階 6番窓口



关于“生活保护”

生活保护是指，在因疾病和失业等而丧失收入、积蓄殆尽等，生活陷入困难之时，根据宪法第 25 条，由国家保障最低生活，满足生活保护法规定的条件的人士，均可平等地接受保护。

保护时首先考虑自己工作的能力以及由此产生的收入、可利用的资产、根据其他法律可领取的补助、亲朋好友的援助以及其他所有可利用的资金，如果即使如此仍然达不到国家规定的基准(最低生活费)之时，在弥补不足的部分，保障最低限度的生活的同时，为实现自立而提供支援。

对于暴力团员，认为其不满足保护条件，将拒绝申请等，严格进行对应。

《《为了守护自身的生活，请进行如下努力。》》

① 关于发挥能力

处于可工作状态的人士，请根据能力从事工作。

② 关于资产的利用

对于介绍生活保护期间不允许拥有的资产(土地、房屋、汽车、贵金属、存款、人寿保险等)，请进行出售等处置，充当生活费。(在一定的条件下有时也允许拥有，详情请咨询。)

③ 关于抚养义务者的援助

可接受亲子、兄弟姐妹等援助之时，请接受该援助。

④ 关于利用其他法律和制度

社会福祉资金等借贷制度、高额疗养费借贷制度、减免税、领取雇佣保险等，对于可利用的法律和制度，请加以利用。

如上所述，在利用能力和制度等的状态下，如果生活仍然有可能面临穷困，请向绫濑市役所福祉总务课生活援护负责部门进行咨询。

绫濑市福祉事务所
福祉总务课 保护负责部门
TEL 0467-70-5682
(绫濑市外语口译呼叫中心)

「生活保護」について

生活保護は、病気や失業等により収入が途絶えたり、蓄えがなくなるなど生活に困った場合に、憲法第25条に基づき国が最低生活を保障するもので、生活保護法に定められた要件を満たしている人は、誰でも平等に保護を受けることができます。

保護は、自分の働く能力やそれに伴う収入、利用できる資産、他の法律で受けることのできる給付、身内からの援助その他あらゆるものを活用していただき、それでもなお、国で定める基準（最低生活費）に満たない場合に、その不足分を補い、最低限度の生活を保障するとともに、自立への支援を行うものです。

なお、暴力団員については、保護の要件を満たさないものとして申請を却下するなど厳正に対応させていただくことになります。

《自身の生活を守るために次の努力をしてください。》

①能力の活用について

働ける状態にある方は、能力に応じて働いてください。

②資産の活用について

資産（土地・家屋・自動車・貴金属・預貯金・生命保険等）で、生活保護を受けている間に保有が認められないものについては、売却等の処分をして生活費に充ててください。（一定の条件のもとに保有が認められる場合もありますので、詳細については御相談ください。）

③扶養義務者からの援助について

親子、兄弟等より援助が受けられる場合は、その援助を受けてください。

④他の法律、制度の活用について

社会福祉資金等の貸付制度、高額療養費貸付制度、税の減免、雇用保険の受給など活用できるものは活用してください。

以上のように、能力や制度等を活用していく中で、生活に困窮する可能性がある場合は綾瀬市役所 福祉総務課 生活援護担当に御相談ください。

綾瀬市福祉事務所

福祉総務課 保護担当

TEL 0467-70-5682

（綾瀬市外国語通訳コールセンター）